特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

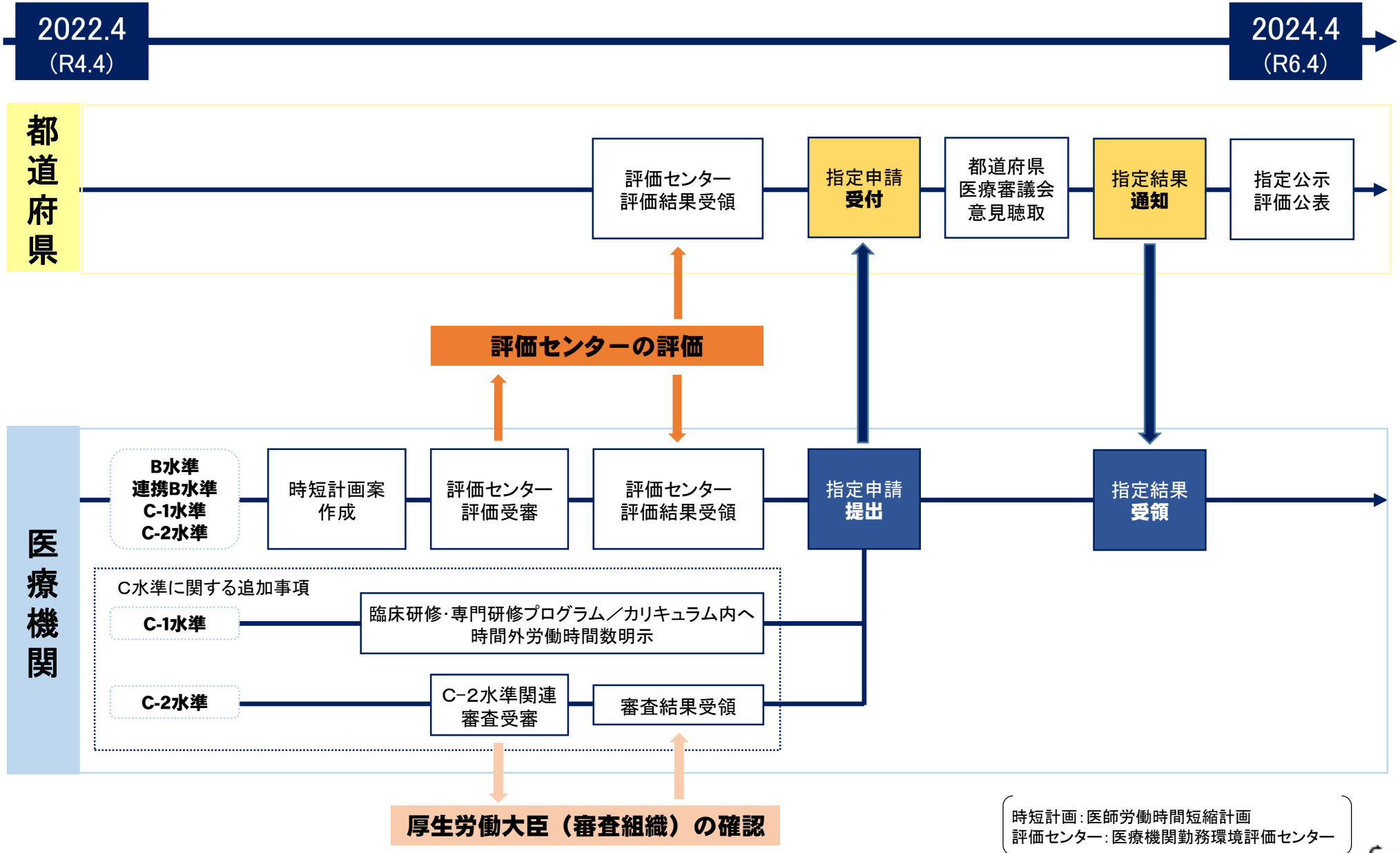

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

特定労務管理対象機関の令和６年４月指定に係る事務手続の流れ（案）

医療機関

①申請

【申請書類】
- ○申請書
- ○医師労働時間短縮計画（案）
- ○特例水準に該当する業務（医師派遣）があることを証する書類
- ○追加的健康確保措置を行うことができる体制が整備されていることを証する書類
- ○１年以内に労働法制に違反していないことを誓約する書類
- ○医療機関勤務環境評価センターの評価結果の通知
- ○国の審査組織の審査結果の通知（Ｃ－２水準のみ）

令和５年度については、道が医療機関からの申請を受け付ける期間を定めることとし、年３回の指定を想定している。

⑥受領

【指定通知書受領後に実施】
- ○医師労働時間短縮計画の策定
- ○３６協定の締結

道庁

②受理

【書類審査】
- ○特例水準に該当する医療（医師派遣）の実施
- ○時間外960時間超の必要性
- ○時短計画の作成方法・内容　等

B・連携B・C－１水準

医対協

【整合性確認】
- ○地域医療対策協議会における議論との整合性の確認（協議）

C－２水準

④医療審議会

【意見聴取】
- ○特例水準の適用と医療計画等との整合性
- ○地域医療提供体制全体として長時間労働を前提とせざるを得ないこと

指定決定

⑤通知

- ○指定通知書
- 指定有効期間：令和６年４月１日より３年間

⑦公示・公表

【道ＨＰ】
- ○指定の公示
- ○評価結果の公表

調整会議開催依頼（B・連携B水準のみ）

整合性を確認した旨の書類送付

道立保健所

※C水準については、申請があった旨を情報提供

③調整会議

【整合性確認】
- ○B・連携B水準の適用と地域医療構想との整合性の確認

⑥受理

【情報共有】
- ○指定通知書の写し
- 指定有効期間：令和６年４月１日より３年間

※市設置保健所の管轄区域に所在する医療機関に係る調整会議での「整合性の確認」については、それぞれの構想区域において調整会議の事務局となっている保健所に対し、地域医療課が開催を依頼する。
※市が設置する保健所への特例水準指定に係る情報提供方法については、別途検討。
※令和９年４月の指定の一斉更新時期における事務手続方法については、今後、検討する。

都道府県医療審議会における意見聴取

「医師の働き方改革の推進に関する検討会　中間とりまとめ」において、都道府県における医療機関の指定の判断に関する考え方をお示ししております。

医師の働き方改革の推進に関する検討会　中間とりまとめ（令和２年12月22日）抜粋
都道府県医療審議会の意見聴取
（Ｂ・連携Ｂ水準）
Ｂ水準を適用することが**地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること**及び地域の医療提供体制全体としても**医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと**について、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、**地域医療構想との整合性を確認すること**が適当である。また、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当である。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。
（Ｃ-１水準）
Ｃ-１水準を適用することにより、**地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性がある**ことから、地域の医療提供体制への影響を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。なお、地域医療対策協議会においても協議することとする。
（Ｃ-２水準）
Ｃ-２水準を適用することにより、**地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性がある**ことから、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。